

令和6年度愛媛地方最低賃金審議会第2回愛媛県最低賃金専門部会 議事録

日時

令和6年8月9日(金) 9:55~11:40

場所

松山若草合同庁舎共用大会議室
(松山市若草町4番地3 松山若草合同庁舎7階)

出席者

公益代表委員

森本部会長、井上部会長代理、宮谷委員

労働者代表委員

白石委員、曾我委員、竹箇平委員

使用者代表委員

小野委員、小池委員、八塚委員

事務局

佐藤労働基準部長、三好賃金室長、渡邊賃金指導官、河端賃金係長

議題

- 1 開 会
- 2 金額審議
- 3 その他
- 4 閉 会

議事

賃金室長

お忙しい中、御出席いただきありがとうございます。

本日は、委員全員が出席されておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項に定める定足数に達しており、本日の専門部会は成立しておりますことを御報告申し上げます。

最初に、事務局から配付資料の説明をさせていただきます。

第2回愛媛県最低賃金専門部会資料として配付している資料が一つあります。1枚めくっていただくと資料目次があり、1ページ目に松山財務事務所が発表した「愛媛県内経済情勢報告 令和6年7月」が資料としてあります。資料の右下には、通し番号のページ数を表示してあります。

資料1ページは愛媛県内経済情勢報告で、次のページに総括判断が記載されております。

す。令和6年7月判断は「持ち直しのテンポが緩やかになっている」とされており、令和6年4月からの前回比較では矢印は下がった状況となっております。

総括判断の要点として、個人消費は、ドラッグストアで好調となっているものの、百貨店、スーパーで衣料品に弱さがみられるなど、全体としては持ち直しのテンポが緩やかになっており、前回比較より矢印が下がっている状況となっております。

生産活動は繊維などで弱含んでいますけれども、はん用・生産用機械で持ち直しに向けたテンポが緩やかになっているものの、非鉄金属で回復しつつあるなど、全体としては一進一退の状況であるため、前回状況より矢印は横ばいとなっております。

雇用情勢は、持ち直しの動きに一服感が見られ、前回比較より矢印は下がっている状況となっております。

資料の説明は以上となります。

それでは、森本部長、これからの議事進行をよろしくお願いいたします。

森本部長

ただ今から、第2回愛媛地方最低賃金専門部会を開催いたします。

本日は前回に引き続き金額審議を行いますので、公労、公使に分かれて審議を行うこととします。

二者間協議となる金額審議は、非公開としておりますので、これ以降の審議は非公開となります。傍聴人の方は、御退席いただきますようお願いいたします。

(傍聴者退席)

(以降具体的な金額審議)

労働者側(2回目)

閣議決定において2030年半ばまでに全国加重平均1,500円となることを目指すと明言され、国の政策の観点、世間全体の流れからも、早期に時給1,000円に到達することの認識が必要である。

労使双方が歩み寄るために参考とする資料として、主要統計資料(第1回専門部会資料)52ページの1か月あたりの消費支出額の推移によると、愛媛県は134,841円となっており、愛媛県の毎月勤労統計調査月報(令和6年3月)の常用労働者1人平均総実労働時間(調査産業計)142時間をもとに時給換算すると約950円は必要となり、愛媛県最低賃金はこれを満たしていない。

主要統計資料(第1回専門部会資料)48ページの消費者物価対前年上昇率の推移によると、愛媛県は3.4%の上昇となっており、生活必需品の上昇率が特に高い。

主要統計資料(第1回専門部会資料)75ページの労働者構成比率によると、パートタ

イム労働者の比率が4割近くを占めており、働く者の生活は一層厳しくなっている現状がある。

愛媛における春闘の妥結額 16,413 円を連合で使用する所定労働時間数 165 時間で、時給換算すると、 $16,413 \text{ 円} \div 165 \text{ 時間} = 99.47 \text{ 円}$ となる。

以上の主張を踏まえ、時給 1,000 円に到達という考えに基づき、現行の愛媛県最低賃金から 103 円を引き上げた 1,000 円（引上げ率 11.48%）を提示した。

使用者側（2回目）

主要統計資料（第1回専門部会資料）19 ページの春闘賃上げ妥結状況の、経団連（中小企業）第1回集計（令和6年6月13日）の伸び率 3.92%には、単価の高いベテラン労働者のデータも加味され、高額な単価が影響しているほか、ベースアップのデータと併せて属人的な要素のある定期昇給のデータも反映されている数値であり、本来的には、属人的要素のない最低賃金の伸び率の根拠としてなじまないと考えているが、中小企業の紛れもない賃上げ実績であるため、賃金支払い能力を超える過度の引き上げ負担を避け得る現実的な数値と考えられる。

また、この引き上げ率は、主要統計資料（第1回専門部会資料）48 ページの消費者物価対前年上昇率の推移で示されている、愛媛県の上昇率（令和6年6月、持ち家の帰属家賃を除く総合）の 3.4%を 0.5 ポイント上回る伸び率であり、物価上昇にも対応している。

以上の主張を踏まえ、愛媛県最低賃金 $897 \text{ 円} \times 3.92\% = 35.16 \text{ 円}$ となり、四捨五入した 35 円を引き上げた 932 円（引上げ率 3.90%）を提示した。

（部会長より、双方の提示額に隔たりがあるとして、各側委員に対し、結審に向けた歩み寄りを促す）

労働者側（3回目）

中賃の目安は公益委員見解ではあるものの、労働者の生計費を重視し、地域間格差への配慮等の事業を総合的に勘案した上で取りまとめられたものであり、尊重すべきである。

全ランクで 50 円の目安の過去最高額であるため、経営状況等も考慮する必要性はあるものの、県内の経済状況は緩やかに持ち直しているとされているように、大きく落ち込んでいる状況ではないと思われる。

募集賃金下限額が 1,000 円を超えており、事業経営に必要な人材を確保するためには、1,000 円以上の時給を提示している実態がある。

消費者物価指数が高水準で推移していること、春闘の結果等を勘案するとともに、愛媛県最低賃金が全国最低水準に位置している状況を考慮すると、地域間格差を縮小し、人口流出に歯止めをかけ、労働力人口を確保していくことも重要であると思われる。

以上の主張を踏まえ、結審に向けた歩み寄りとして、連合リビングウェイジ額 1,050 円を 2 年で達成すると仮定して、愛媛県最低賃金 897 円との差額 $153 \text{ 円} \div 2 = 76.5 \text{ 円}$ となるので、77 円引き上げた 974 円（引上げ率 8.58%）を提示した。

使用者側（3 回目）

結審に向けた歩み寄りを行うとして、中賃の目安に関する公益委員見解において、今年度の各ランクの引上げ額の目安を検討するに当たっては、5.0%を基準として検討することが適当であるとの記述があったので、これを踏まえて検討を行った。

$897 \text{ 円} \times 5.0\% = 44.85 \text{ 円}$ を四捨五入すると 45 円となるので、45 円引き上げた 942 円（引上げ率 5.02%）を提示した。

なお、この提示額による影響率は愛媛県で 20.31%と過去最高となる。昨年 の 17.29%でも中小企業事業者は負担を感じているところに、さらに 3.02 ポイント引き上がっており、事業者への負担が増大していることに御留意願いたい。

（双方からこれ以上の金額提示はなく、全体会議を再開することに一同同意）

（審議を公開）

森本部長

それでは全体会議に戻ります。

本日は、具体的に金額提示をいただきながら審議を行いましたが、労使の意見の一致に至りませんでした。

各側委員におかれましては、引き続き歩み寄りに向けて御検討いただき、次回の専門部会に臨んでいただきたいと思います。

金額審議については何か他に御発言はありませんか。

（発言なし）

森本部長

それでは議事を進めます。議事項番 3「その他」に入ります。

委員の皆様から御意見、御質問がありましたらお願いいたします。

（意見等なし）

森本会長

事務局から、今後の予定をよろしく申し上げます。

賃金室長

次回、第3回専門部会は、8月19日(月)10時00分からを予定しております。

また、第3回本審も、同日8月19日(月)15時00分からを予定しておりますので、
よろしく願いいたします。

事務局からは以上でございます。

森本部長

それでは、以上で、第2回専門部会を終了いたします。委員の皆様、長時間ありがとうございました。